

松江家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

1 日時

平成19年11月15日（木）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）西島幸夫

（委員） 安部圭司，太田敦久，小沢佳子，片山憲一，門脇寿雄，釜瀬春隆，
須田 大，滝野一夫，光谷香朱子，三宅理子，米井順子（五十音順
敬称略）

（説明者）澤事務局長，太田首席家裁調査官，岡首席書記官

（庶務） 埜田総務課長，星野総務課課長補佐

4 議事

(1) 松江家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長選任

委員長に西島委員が選任された。

従来は，準備等の事務的な面をスムーズに行うために所長が委員長に選任されていたところ，裁判所の運営に対する国民の意見を聴取するという委員会の趣旨からすると，委員長は法曹関係者以外から選任すべきではないかとの意見があったが，当面は，西島委員が委員長を務めることで賛同が得られた。

(4) 委員長代理の指名

委員長により片山委員が指名された。

(5) 委員会運営に関する事項の確認

委員会は委員長が招集し，開催回数は年2回程度とする。

議事は司法記者クラブ加盟の報道機関のみに公開するが，テーマによっては

非公開とする。ビデオ取材，カメラ取材は，冒頭のみとする。

議事録については，議事概要を作成し，出席委員が確認の上，ホームページに掲載して公開する。議事概要には発言した委員を「A」，「B」等の符号で表示し，氏名等は掲載しない。

(6) ビデオ上映「知っていますか？裁判所」

裁判所紹介の広報用ビデオの視聴

(7) 庁舎見学

調停室，審判廷等の見学

(8) 「裁判所を巡る諸情勢について」澤事務局長から説明

(9) 裁判所に対する印象，庁舎見学の感想

裁判所に対する印象，庁舎見学の感想について，委員から次のような意見があった。

A 来庁者に対する配慮が行き届いていることが随所に感じられた。ただし，待合室の数が少なく，事件が多い時には，他の人と一緒になることが多いのではないかと思われる。他の人と顔を合わせるのには，心情的につらいものがあるので，そういった面での配慮が多少必要ではないかと感じた。3階ホールに生け花が置かれていたことはとても良かった。本物の花を見ると穏やかな気持ちになることができる。

B 使われている床等の材質から冷たい印象を受けた。設置されているエレベーターが正面玄関ホールから見えにくく，分かりづらかった。

C 正面玄関ホールは，柔らかい間接照明が設置されてあって，暖かい印象を受けた。庁舎全体としては天井が低く開放感がないが，正面玄関ホールは間接照明があることにより，雰囲気が良くなっている。

D 裁判所は問題を抱えた人が訪れる場所であり，他人と顔を合わせたくない方もいる。あまり開放的過ぎると，四方八方から顔を見られることになって差し障りのある場合もある。多少，殺風景になるのは仕方ないだろう。刑事

準備手続室は、他の部屋に比べて色づかいも良く、あか抜けた雰囲気であった。

E 事務棟の当事者待合室は、申立人待合室と相手方待合室と両方あるのに、法廷棟には待合室が1室しかない。相手方と顔を合わせたくない離婚等の事件の当事者は、利用しづらいと思われる。

F 法廷棟の待合室付近に、待合室の中に相手方がいたのか、どこにも居場所がなく、目頭を押さえながら廊下にたたずんでいた人がいた。狭いスペースでもいいから、スペースを確保できないか。私の職場にある相談室は、簡単な間仕切りをただけの狭いスペースであるが、他人から直接見えなくなっており、よく利用されている。また、そのような小さなスペースにポストカードくらいの小さな版画とか切り絵を飾るだけでも、随分心安らぐ空間として利用することができる。狭いスペースでも複数あったがよい。部屋のコーナーを衝立で仕切る方法もある。また、待合室に造り物の観葉植物が置いてあったが、緑色という点では効果はあるだろうが、小さくても本物の植物の方が安らぐと思う。

D 裁判員制度が始まることから、国民に分かりやすい裁判を行うことが課題であると説明されたが、非常に良いことだと思う。裁判所で使われている言葉は、一般人にとって分かりにくい。専門用語を使うことで、権威を示したり、少し上の方から見下ろす意識でいると国民の理解も得られにくい。最初は混乱するだろうが、裁判所全体で分かりやすい言葉を使うことを意識すれば、徐々に改善されていくのではないかと思う。

G 裁判員用法廷で、裁判員席に座った。従来の法廷の法壇より低くなっているとの説明があったが、それでも高いと感じた。法廷以外の場所は、人間味が感じられ配慮もなされていることがうかがえたが、法廷は別世界だと感じた。「開かれた」というのは、「分かりやすい」ということに尽きると思う。

E 少年事件で、国選付添人が付されるケースが増えた。付添人が付された場

合は、少年、保護者と一緒に付添人である弁護士が裁判所に行き、手続等に関与するので問題はないが、付添人が付されない場合には、少年、保護者が話しやすい雰囲気確保されるよう配慮する必要がある。

(10) 次回のテーマの選定

委員から提案のあったテーマについて、提案趣旨等を説明していただいた上、検討した結果、「家事事件の現状と課題について」が次回テーマとして選定された。家事事件の現状と課題について協議をした後に、関係機関との連携の在り方について協議することとなった。

(11) 次回開催日時

次回は、平成20年2月21日（木）午後1時30分から午後4時の予定で開催されることになった。